

沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例

(設置)

第1条 石油貯蔵施設（石油精製業者等（石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第5条第1項に定める石油精製業者等及び石油の貯蔵の業務を専ら当該石油精製業者等の委託を受けて行う法人、同法第10条第1項に定める石油ガス輸入業者及び液化石油ガスの貯蔵の業務を専ら当該石油ガス輸入業者の委託を受けて行う法人並びに経済産業大臣及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構をいう。）が新設、増設又は保有する石油の貯蔵施設をいう。）の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、当該地域の環境の状況の監視に用いる測定機器及び分析機器の整備を行うことを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年2月15日から施行する。

平成27年11月25日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、環境の状況の監視に用いる測定機器等の整備を行うことを目的として、沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。